

令和 7 年 8 月 28 日

令和 7 年 8 月
新潟県後期高齢者医療広域連合議会
定例会会議録

新潟県後期高齢者医療広域連合議会

新潟県後期高齢者医療広域連合議会 8 月定例会

令和 7 年 8 月 28 日

◎ 議事日程 第 1 号

令和 7 年 8 月 28 日（木曜日）午後 1 時 10 分開議

- | | | |
|------|----------------|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名について | |
| 第 2 | 会期の決定について | |
| 第 3 | 議案第 7 号 | 専決処分について 新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について |
| 第 4 | 議案第 8 号 | 専決処分について 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 第 5 | 議案第 9 号 | 専決処分について 令和 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 第 6 | 議案第 10 号 | 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 第 7 | 議案第 11 号 | 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 第 8 | 議案第 12 号 | 令和 6 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について |
| 第 9 | 議案第 13 号 | 令和 6 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 10 | 議案第 14 号 | 令和 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |
| 第 11 | 議案第 15 号 | 監査委員の選任について |
-

◎本日の会議に付した事件

ページ

日程第1	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・	4
日程第2	会期の決定について・・・・・・・・・・	4
日程第3	議案第7号 専決処分について 新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について・・	6
日程第4	議案第8号 専決処分について 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・	6
日程第5	議案第9号 専決処分について 令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）・・	6
日程第6	議案第10号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・	7
日程第7	議案第11号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・	7
日程第8	議案第12号 令和6年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について・・・・・・・・・・	7
日程第9	議案第13号 令和6年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について・・・・・・・・・・	7
日程第10	議案第14号 令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）・・・・・・・・・・	8
日程第11	議案第15号 監査委員の選任について・・・・・・・・・・	21

◎出席議員（29名）

古 泉 幸 一	波 多 恵 理	高 橋 浩 輔
馬 場 博 文	山 本 博 文	三 母 高 志
住 安 康 一	森 山 一 理	村 山 達 也
加 藤 秀 之	中 山 眞 二	田 中 立 一
宮 澤 一 照	長谷川 政 弘	遠 藤 智 子
佐 藤 定 子	星 崎 直 樹	目 黒 井 哲 讓
羽田野 孝 子	高 崎 美 由 貴	花 井 明 日 香
池 井 豊 人	入 倉 政 盛 夫	岸 野 雅 人
平 田 広	村 山 郁 夫	酒 井 久 雄
	神 丸 勝 博	

◎欠席議員（1人）

鈴 木 一 之

◎説明のため出席した者

広 域 連 合 長	磯 田 達 伸
事 務 局 長	高 橋 裕 之
業 務 課 長	丸 山 吉 潤
総 務 課 総 務 係 長	杉 田 良 子
総 務 課 企 画 係 長	高 橋 喜 子
業務課医療給付係長	渡 邊 秀 明
業務課資格保険料係長	大 澤 秀 明

◎職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	五十嵐 草 子
議 会 事 務 局 員	倉 島 みどり
議 会 事 務 局 員	皆 川 良 太

午後 1 時 10 分 開議

○議長（古泉幸一）

開議に先立ち、諸般の報告をいたします。

内容につきましては、お手元に配布したとおり、監査結果の報告です。

監査委員より、本年 2 月から 7 月までの例月現金出納検査結果についての提出がありました。

検査の結果、計数等はいずれも正確で、出納事務についても適正であると認められたというものです。

ここに御報告を申し上げます。

○議長（古泉幸一）

これより、令和 7 年 8 月新潟県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員は 29 名であり、地方自治法第 292 条において準用する同法第 113 条の規定による定足数に達しております。

△日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（古泉幸一）

それでは、日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 74 条の規定により、議長において、馬場博文議員及び平田広議員を指名いたします。

△日程第 2 会期の決定について

○議長（古泉幸一）

次に、日程第 2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

-
- △日程第 3 議案第 7 号 専決処分について 新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- △日程第 4 議案第 8 号 専決処分について 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- △日程第 5 議案第 9 号 専決処分について 令和 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- △日程第 6 議案第 10 号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- △日程第 7 議案第 11 号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- △日程第 8 議案第 12 号 令和 6 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- △日程第 9 議案第 13 号 令和 6 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第 10 議案第 14 号 令和 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（古泉幸一）

次に、日程第 3 議案第 7 号「専決処分について 新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」から日程第 10 議案第 14 号「令和 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計

補正予算（第２号）」までを一括議題といたします。

広域連合長の説明を求めます。

◎広域連合長（磯田達伸）

はい、議長。

○議長（古泉幸一）

磯田広域連合長。

〔広域連合長、登壇、説明〕

◎広域連合長（磯田達伸）

それでは、本日提案いたしました、議案第７号から第１４号につきまして、説明をさせていただきます。

始めに、議案第７号から第９号までは、専決処分についてです。

まず、議案第７号は、「新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例」の一部改正につきまして、令和７年２月広域連合議会定例会において可決された条例の条文中の条例番号に誤りがあり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正の施行日までに、条例を改正する必要があったことから、３月２８日付けで専決処分をさせていただいたものです。

次に、議案第８号「新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例」の一部改正についてです。

人事院が行った「仕事と生活の両立支援の拡充事項」に対応するため、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大及び両立支援制度の周知体制の強化を図るなど、関連する条項の改正を行ったものです。

令和７年２月広域連合議会定例会後に発出された人事院規則の一部改正の通知に伴い、令和７年４月１日施行に対応するため、３月２８日付けで専決処分をさせていただいたものです。

次に、議案第９号「令和７年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」についてです。

厚生労働省からの事務連絡に基づき、マイナンバーカードと健康保険証の一体

化及び資格確認書に関する周知広報を実施する経費について、4月16日付けで専決処分をさせていただいたものです。

歳入歳出予算総額に5,389万5,000円を追加し、予算規模を3,060億145万2,000円といたしました。

次に、議案第10号「新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部改正についてです。

人事院規則の一部改正に伴い、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認のための措置等に係る規定を整備するものであります。

次に、議案第11号「新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例」の一部改正についてです。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児部分休業の取得形態に、「1年につき10日相当の範囲内」の形態を加えるなどのほか、条例で引用する関係法律の条項を改めるなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第12号「令和6年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定」及び議案第13号「令和6年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」につきまして、御説明を申し上げます。

始めに、一般会計の決算についてです。主な歳入は、構成する県内全市町村からの負担金のほか、国庫補助金などがございます。

次に、主な歳出です。事務局の運営経費など、後期高齢者医療制度の円滑な運営に必要な経費でございます。

令和6年度一般会計の決算額は、歳入総額18億7,555万1,553円で、収入率99.8パーセント、歳出総額18億955万4,975円で、執行率96.3パーセント、歳入歳出差引額は6,599万6,578円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算についてです。

まず、主な歳入は、構成する県内全市町村からの支出金のほか、国、県、支払基金からの支出金・交付金及び繰入金などです。

次に、主な歳出です。

療養給付費などの保険給付費のほか、健康診査や重症化予防、フレイル対策といった事業を実施する保健事業費などです。

令和6年度後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額2,978億6,932万1,026円で、収入率99.8パーセント、歳出総額2,931億1,319万7,676円で、執行率98.2パーセント、歳入歳出差引額は、47億5,612万3,350円となっております。

次に、議案第 14 号「令和 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」についてです。

歳入歳出予算に、それぞれ 49 億 6,492 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3,109 億 6,638 万円とするものでございます。

内容としましては、医療財政調整基金への積立金及び令和 6 年度医療給付費の実績に基づく各種負担金や補助金等の精算に係る経費を補正するものであります。

私からの説明は以上ですが、この後、事務局長より補足説明をさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○事務局長（高橋裕）

はい、議長。

○議長（古泉幸一）

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕）

それでは、議案第 7 号から第 14 号についての補足説明をさせていただきます。

事前に送付させていただきました「令和 7 年 8 月議会定例会提出議案の概要」により、議案の概要について御説明をいたします。

お手元に御用意をお願いいたします。

「概要」1 ページをお開きください。

議案第 7 号「専決第 1 号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例」の一部改正についてです。

おめくりいただき 3 ページを御覧ください。

先の令和 7 年 2 月定例会において可決されました「新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例」におきまして、条文中の条例番号に誤りがあったことから改正を行ったものです。

具体的な誤り箇所について、御説明をさせていただきます。

お手数ですが、別資料の議案書、議案第 7 号の 5 ページをお開きください。

専決処分書の中段の条令名を御覧ください。

本条例の名称があり、それに続けてカッコ書きで「令和 5 年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第 8 号」と記載をしております。

先の定例会においては、この条例番号において「令和５年」とある部分について「平成１９年」、「条例第８号」とある部分を「議会規則第１号」と誤って記載をしたため、正しい条例番号を付したものををもって改正を行ったものです。

なお、条例番号以外に誤りはなく、先の定例会で可決いただいたとおり、改正をいたしました。

次に、議案概要の３ページにお戻りください。

専決処分の理由といたしましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正後の施行日である令和７年４月１日に本条例の施行日を合わせる必要があり、この間において、議会の招集が困難であったことから、３月２８日付けで専決処分をさせていただいたものです。

続きまして、１１ページをお開きください。

議案第８号「専決第２号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例」の一部改正についてです。

おめくりいただいて１３ページを御覧ください。

一部改正の理由です。人事院が行った「仕事と生活の両立支援の拡充事項」に対応するため、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大及び両立支援制度の周知体制の強化を図ることなどを盛り込むため、関連する条項の改正を行ったものです。

次に、専決処分の理由といたしましては、令和７年２月定例会後に発出された人事院規則の一部改正の通知に伴い、本年４月１日の施行に対応するために所要の措置を講ずる必要が生じましたが、この間において議会の招集が困難であったことから、３月２８日付けで専決処分をさせていただいたものです。裏面の１４ページには、条例の新旧対照表を掲載しております。

続きまして、１９ページをお開きください。

議案第９号「専決第３号 令和７年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」です。

おめくりいただいて２１ページです。

補正額は、歳入歳出予算ともに５,３８９万５,０００円の追加です。

専決処分の理由といたしましては、本年４月３日付け、厚生労働省事務連絡「マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び資格確認書に関する周知広報」において、これらの周知に係る被保険者用のチラシを作成し、６月中旬までに発送するよう依頼があったことから、周知広報を実施するための所要額を４月１６日付け

で専決処分をさせていただいたものです。

以上で、専決処分にかかる三つの議案の説明を終わります。

続きまして、23 ページをお開きください。

議案第 10 号「新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部改正についてです。

おめくりいただいて 25 ページです。

始めに、一部改正の理由です。

人事院規則の一部改正に伴い、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認のための措置等に係る規定を整備するため、改正を行うものです。

次に、一部改正の概要についてです。

仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認のための措置等に関して規定するもので、具体的には、職員本人又はその配偶者が妊娠又は出産したことなどを申し出た職員、又は 3 歳に満たない子を養育する職員に対して、仕事と育児との両立に資する制度を周知すること、また、同制度の請求等に関する職員の意向を確認するとともに、当該職員の意向に配慮する条項を新設するもので、施行日は本年 10 月 1 日です。裏面の 26 ページ以降には、条例の新旧対照表を掲載しております。

続きまして、31 ページをお開きください。

議案第 11 号「新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例」の一部改正についてです。

おめくりいただいて 33 ページです。

始めに、一部改正の主な理由です。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児部分休業の取得形態に「1 年につき 10 日相当の範囲内」の形態を加えるなどのほか、条例で引用する関係法律の条項を改めるなど、所要の改正を行うものです。

次に、一部改正の概要についてですが、改正事項が五つあります。

一つ目は、採用する見込みがない短時間勤務職員に関する規定を削除したものです。

二つ目は、育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者について、引用する児童福祉法の条項等に齟齬があるため、改めるものです。

三つ目は、1 日につき 2 時間の範囲内で勤務しない部分休業について、勤務時間の始め又は終わりとしていた条件を削除するものです。

四つ目は、部分休業の取得形態につき、1 年につき 10 日相当の範囲内で勤務し

ないことを加えるものです。

五つ目は、部分休業の取得形態を変更することができる特別の事情について規定するものです。

施行日は本年 10 月 1 日です。

経過措置として、今年度下期にあたる 10 月 1 日に施行することを踏まえ、部分休業の取得形態でありました、1 年につき 10 日相当の範囲内で勤務しないことについて、今年度に限り 5 日相当とするものです。

裏面の 34 ページには、条例の新旧対照表を掲載しております。

次に、議題第 12 号、第 13 号の決算に関する補足説明になります。

始めに、事前に配布させていただいていた資料「主要な施策の成果説明書」に誤りがございましたので、本日、正誤表の机上配布をさせていただいております。

内容といたしましては、8 ページの「後期高齢者特別会計決算概要」及び 27 ページ、28 ページの巻末資料の一部となります。発送前の訂正が間に合わず、申し訳ございませんでした。確認をよろしくお願いいたします。

説明に入る前に、関連資料としてお付けしていますカラー印刷の A 3 版、1 枚ものの資料、関連がありますので、そちらの資料の説明をさせていただきます。「令和 6 年度決算に係る事業概要説明」と表題が書いてあるものです。

決算に表れている被保険者数や医療給付費などの主な数値の経年変化などについて、御説明させていただきます。お手元にご用意をお願いいたします。

なお、この資料は「令和 6 年度主要な施策の成果説明書」をベースに、数値をグラフ化したものです。

まず、始めに「①被保険者数の推移」についてです。

被保険者数は令和 6 年度の月平均で 39 万 9,667 人、対前年度比 2.7 パーセント増となっております。令和 3 年度以降、増加となっており、これはいわゆる「団塊の世代」の方々が、後期高齢者医療制度の対象となる 75 歳に到達したことに伴う増加であると分析しています。

今後の増加の伸びは落ち着くと思われますが、増加傾向は今後数年、継続するものと考えています。

次に、保険給付費のうち、審査支払手数料、葬祭費及び傷病手当金を除いた「②療養給付費の推移」についてです。令和 6 年度は、2,846 億 9,600 万円で、対前年比 3.1 パーセントの増となりました。

全国の「医療費」の動向では、前年比 4.2 パーセントであるため、本県は、全国の増加率よりも低い水準となったと考えております。

医療給付費の増減を診療種別ごとに見ると、医科が 2.7 パーセント、歯科が 4.1 パーセント、調剤が 3.1 パーセント、その他が 6.8 パーセントの増となりました。

これらは、令和 2 年度の新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えの解消及び団塊の世代の方々が後期高齢者医療の対象年齢に達したことによる被保険者数の増加が大きな要因であると分析しております。

次に「③ 1 人当たり医療給付費の推移」です。

令和 6 年度は、年額 71 万 2,333 円、対前年比 0.4 パーセントの増となっております。

グラフを御覧いただきますとお分かりのとおり、医療給付費について、令和 2 年度は大きく減少しましたが、3 年度以降、増加に転じ、6 年度は過去最大となりました。

次に「④ 保険料収入(現年度分)の推移」です。

令和 6 年度は 242 億 3,100 万円で、対前年比は 16.2 パーセントの増となりました。

次に「⑤ 1 人当たり平均保険料の推移」についてですが、令和 6 年度の 1 人当たり平均保険料は年額 5 万 7,276 円で、対前年比は 5,828 円の増、11.3 パーセントの増となりました。

次に「⑥ 保険料軽減額と対象者数の推移」です。保険料の軽減額は 74 億 800 万円、前年比 12.5 パーセントの増となり、軽減適用の対象者数は 29 万 5,712 人で、前年比 3.5 パーセントの増です。

先に説明した 1 人当たり平均保険料が増加したことにより、生じた影響であると推察しています。

最後に「⑦ 市町村負担金の推移」ですが、これは、医療給付費等を一定の割合で市町村が負担するもので、302 億 9,300 万円となり、対前年比で 5.9 パーセントの増となっております。

以上、関連資料について、御説明いたしました。

それでは「議案概要」にお戻りいただき、39 ページをお開きください。

議案第 12 号「令和 6 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定」についてです。

おめくりいただき 41 ページ、主なものを御説明いたします。

「決算概要」は、歳入決算額、歳出決算額、歳入歳出差引額ともに記載のとおりであり、差引額 6,599 万 6,578 円は、令和 7 年度に繰り越し、市町村からの共通経費負担金の減額や国庫補助金等の返還などの財源といたします。

中ほどの「主な歳入」です。

「分担金及び負担金」は、各市町村からの運営に要する事務的経費に対する負担金です。「国庫支出金」は、当広域連合に設置している被保険者、医療関係者、保険者、学識経験者などで構成する「医療懇談会」について、その運営等の経費に対して交付される特別調整交付金である「国庫支出金」のほか「諸収入」などで、金額については、記載のとおりとなっております。

続きまして「主な歳出」についてですが、「総務費」の「特別会計事務費繰入金」は、医療給付に係る事務費や標準システムの維持管理及び改修に係る経費などに対し、一般会計から特別会計へ繰り出したものです。その他については、記載のとおりとなっております。

次に、43 ページ、議案第 13 号「令和 6 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」についてです。

おめくりいただき、45 ページ、主なものを御説明いたします。

「決算概要」は、歳入決算額、歳出決算額、歳入歳出差引額ともに記載のとおりです。差引額 47 億 5,612 万 3,350 円は、令和 7 年度に繰り越し、6 年度分の療養給付費等の精算により、市町村・国・県及び支払基金への返還金の財源として充当するほか、残額を医療財政調整基金に積み立てます。

次に、中ほどの「主な歳入」です。

「市町村支出金」、「国庫支出金」、「県支出金」及び「支払基金交付金」は、主に歳出における療養給付費等の財源として、それぞれに定められた負担率により受け入れたものです。「繰入金」は、特別会計に係る事務費分の財源として受け入れた「一般会計繰入金」です。「繰越金」は令和 5 年度からの繰越金です。

次に、「主な歳出」です。

「総務費」は、決算額 21 億 8,869 万 4,359 円となり、事業別の主な内訳は記載のとおりです。

次に、46 ページの「保険給付費」です。決算額は記載のとおりとなっており、内訳については、療養給付費、その他療養諸費、審査支払手数料、高額療養諸費、葬祭費及び傷病手当金です。前年度比 3.2 パーセントの増となっておりますが、支出額の大部分を療養給付費が占めているものであります。

次に「保健事業費」です。

健康診査については、各市町村への委託料で、各市町村の目標とする計画人数に対する受診率は 101.4 パーセント、令和 5 年度より 7.3 ポイント上昇しました。新型コロナの影響で落ち込んだ受診率は、コロナ禍前の水準にまで回復しており

ます。

決算説明の最後になりますが、49 ページ「財産の状況」につきましては、記載のとおりです。基金につきまして、令和 6 年度末の残高は、60 億 7,456 万 9,435 円となりました。

続きまして、51 ページをお開きください。

議案第 14 号「令和 6 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」についてです。

おめくりいただき、53 ページです。

「補正額」は、歳入歳出予算ともに 49 億 6,492 万 8,000 円の追加です。補正理由は、医療財政調整基金への積立金及び令和 6 年度保険給付費等の実績に基づく各種負担金等の精算に係る経費を補正するものです。

「歳入」の「市町村支出金」、「国庫支出金」及び「県支出金」は、実績に基づく精算により、負担金の不足分を受け入れるものです。「繰入金」は、一般会計からの繰入金と医療財政調整基金からの繰入金、「繰越金」は、令和 7 年度に繰り越した前年度特別会計決算の歳入歳出差引額を、国・県などへの返還金等の財源に充当するものです。「医療財政調整基金経費」は、前年度の繰越金の一部を返還金に充てたのち、その残額を医療財政調整基金に積み立てるものです。「諸支出金」の「償還金」は、市町村・国・県・支払基金から受け入れた令和 6 年度分の負担金などのうち、実績に基づく超過分を返還するものです。

以上で、議案第 7 号から第 14 号までの補足説明を終わります。

○議長（古泉幸一）

次に、監査委員から議案第 12 号及び第 13 号についての決算審査の結果報告をお願いします。

◎監査委員（小柴昭彦）

はい、議長。

○議長（古泉幸一）

小柴監査委員。

◎監査委員（小柴昭彦）

監査委員の小柴です。よろしくお願いします。決算審査報告をいたします。

地方自治法第 292 条において準用する同法第 233 条第 2 項の規定により、審査に付された令和 6 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、正確であるものと認められました。

また、予算の執行状況についても、おおむね適正に執行されたものと認められました。

意見の結びについて申し上げます。

団塊の世代が後期高齢者医療制度に加入するなど、今後も当面の間、被保険者の増加により、医療給付費は更なる増大が見込まれることから、医療費適正化の取組を継続するとともに、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業を中心とした各種保健事業を関係市町村と今まで以上に連携を図りながら推進し、高齢者の健康保持・増進や健康寿命の延伸に一層努力していただくことを期待します。

今後も被保険者が安心して適切な医療が受けられ、住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送ることができるよう、国の動向を注視して県内市町村や関係団体との連携強化を図りながら、後期高齢者医療制度の安定した財政運営に努めることを期待します。

なお、詳細につきましては、お手元の決算審査意見書をご参照いただきたいと思います。

以上で、決算審査に係る意見の報告を終わります。

○議長（古泉幸一）

ありがとうございました。

これより、議案第 7 号「専決処分について 新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 7 号「専決処分について 新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本件を原案のとおり承認することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

○議長（古泉幸一）

次に、議案第８号「専決処分について 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第８号「専決処分について 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本件を原案のとおり承認することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

○議長（古泉幸一）

次に、議案第９号「専決処分について 令和７年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第9号「専決処分について 令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本件を原案のとおり承認することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

○議長（古泉幸一）

次に、議案第10号「新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第10号「新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

○議長（古泉幸一）

次に、議案第11号「新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 11 号「新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

○議長（古泉幸一）

次に、議案第12号「令和6年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 12 号「令和 6 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

○議長（古泉幸一）

次に、議案第13号「令和6年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第13号「令和6年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

○議長（古泉幸一）

次に、議案第14号「令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第14号「令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

○議長（古泉幸一）

ただいま、広域連合長から議案第 15 号「監査委員の選任について」が提出されました。

ここで、本議案を配布いたします。

〔議案の配布〕

お諮りいたします。ここで、日程を追加し、本議案を議題としたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

なお、本件は、地方自治法第 292 条において準用する同法第 117 条の規定により、議員の除斥に該当しますので、森山一理議員には退場を求めます。

（森山議員退場）

広域連合長の説明を求めます。

◎広域連合長（磯田達伸）

はい、議長。

○議長（古泉幸一）

磯田広域連合長。

◎広域連合長（磯田達伸）

議案第 15 号「監査委員の選任について」説明をさせていただきます。

監査委員の議員選出につきましては、これまで、糸魚川市議会の田中立一議員からその職を務めていただいておりますが、本年 4 月 23 日をもって、当広域連合議員の任期が満了したことに伴い、その職についても退任となっております。そこで、後任の監査委員につきましては、当広域連合規約第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により、その選任について議会の同意をいただきたく、議案を提出するものであります。

後任の監査委員につきましては、加茂市都ヶ丘 1 番 28 号 森山一理議員を選任いたしたいとするものです。

よろしくご同意をお願いいたします。

○議長（古泉幸一）

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより、議案第 15 号「監査委員の選任について」を採決いたします。本件については、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件については、これに同意することに決しました。

〔森山議員入場、着席〕

これで本日の日程は、全て終了しました。

以上をもちまして、令和7年8月新潟県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

午後2時05分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議長

古泉 幸一

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

馬場 博文

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

平田 広